

成年後見制度改革の動向

市民後見人フォローアップ研修
2024年9月14日

早稲田大学教授

山野目 章夫

この講演のプラン

-
- 1 現行の制度における課題と改革の動因
 - 2 成年後見制度を用いることがふさわしい本人の状況
 - (1) 後見の開始要件 (2) 後見の終了要件
 - 3 本人の行為能力の制限
 - (1) 取消権付与の原因の見直しの可能性 (2) 取消権者の見直しの可能性
 - 4 追求されるべき成年後見制度の全体像
 - (1) 後見・保佐・補助という3つの類型の見直しの可能性
 - (2) 任意後見制度の改革

1 現行の制度における課題と改革の動因

(I) 現行の制度における課題 権限の包括性は必要か?

「見ず知らずの職業後見人が突然乗り込んできて『家庭裁判所から任命された』という印籠をかざして、身内の預貯金、貴重品、契約証書等の財産を全て自分の懐、自分の金庫にしまい込んで家族にはブラックボックスしてしまうのです」。

Koisyo、91号、2023年、

特定非営利活動法人交通事故後遺障害者家族の会

1 現行の制度における課題と改革の動因

(I) 現行の制度における課題 事実上の終身性

「仮に素晴らしい後見人と巡り会えたとしても、専門職による後見はどうしても報酬の問題が付いて回ります。障害基礎年金 2 級は 7 万円そこですが、そこから最低でも 2 万円程度の報酬を支払わなければならぬ。そしてグループホームで暮らすとなると、もう払えないよねというような状態になっています」。

成年後見制度の在り方に関する研究会

第1回会議 2023年6月7日

1 現行の制度における課題と改革の動因

(2) 改革の動因 閣議で決めた文書

成年後見制度利用促進基本計画（第二期）

「成年後見制度については、他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき（必要性・補充性の考慮）、三類型を一元化すべき、終身ではなく有期（更新）の制度として見直しの機会を付与すべき、本人が必要とする身上保護や意思決定支援の内容やその変化に応じ後見人等を円滑に交代できるようにすべきといった制度改革の方向性に関する指摘、障害者の権利に関する条約に基づく審査の状況を踏まえて見直すべきとの指摘、現状よりも公的な関与を強めて後見等を開始できるようにすべきとの指摘などがされている」。

1 現行の制度における課題と改革の動因

改革のはじまり

法務大臣による法制審議会への諮問

2024年2月15日、諮問126号

「高齢化の進展など、成年後見制度をめぐる諸事情に鑑み、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の擁護等をより一層図る観点から、成年後見制度の見直しを行う必要があると思われる所以、その要綱を示されたい」。

2 成年後見制度を用いることがふさわしい本人の状況

(1) 後見の開始要件 「常況」に慣る人々

「精神上の障害」により事理を弁識する能力を欠く
「常況」が認められると当然に後見が開始される。7条

簡略に「後見」という言葉で話を進めます。いちいち「保佐」、「補助」に触れたり「後見等」とするなどは、お耳に障ることでしょう。

2 成年後見制度を用いることがふさわしい本人の状況

(1) 後見の開始要件 新しい開始要件像のシルエット

精神上の理由により本人の権利利益を保護するための法律事務を自らすることが困難であると認められる状況にある場合において、本人の請求があり、または本人の同意を得て、後見を開始する旨の審判をすることができるものとすることなどが一つの像として想起される。

2 成年後見制度を用いることがふさわしい本人の状況

(1) 後見の開始要件

開始要件における論点群

重度の身体
障害は?

「障害」「理由」
「状況」

行為か
行為者か?

法律事務
身上保護

精神上の理由により本人の権利利益を保護するための事務を自らすることが困難であると認められる状況にある場合において、本人の請求があり、または本人の同意を得て、後見を開始する旨の審判をすることができる

本人の意思にかかわらず開始する場合
の要件構成

医学モデル
社会モデル

2 成年後見制度を用いることがふさわしい本人の状況

(2) 後見の終了要件

“終わらない後見”の終わりへ

現行法 事理弁識能力が回復した場合に（限り）後見を開始した審判を取り消すとする（10条）。

検討の方向 後見の事務が終了したと認められる場合において、後見が終了とする考え方を基本とし、期間を定め、場合により更新をし、または期間を定めないで柔軟に終了をさせる、などの考え方は、どうか。

2 成年後見制度を用いることがふさわしい本人の状況

(2) 後見の終了要件

後見の終了をめぐる論点群

必要性の喪失とは?

地域社会福祉

本人の意思・意向

中核機関への求意見

検討の方向 後見の事務が終了したと認められる場合

において、後見が終了するとする考え方を基本とし、
期間を定め、場合により更新をし、または期間を定め
ないで柔軟に終了をさせる、などの考え方は、どうか。

期間の諸論点

再度の申立て

期間更新終了

3 本人の行為能力の制限

取消権者の見直しの可能性 いったん立ち戻る機会の賦与

本人のみが取消権行使

本人のほか成年後見人も

本人 場合によっては成年後見人

4 追求されるべき成年後見制度の全体像

(1) 後見・保佐・補助という3つの類型の見直しの可能性



4 追求されるべき成年後見制度の全体像

(1) 後見・保佐・補助という3つの類型の見直しの可能性

いろいろな論点

- 成年後見人の交代
- 解任→解任・改任
- 成年後見人の職務
- 義務 職務 監督
- 成年後見人の報酬
- 報酬請求権 報酬の金額水準

4 追求されるべき成年後見制度の全体像

(2) 任意後見制度の改革 読み物『天空橋を渡って』

移行型任意後見
の問題性

任意後見監督人
当事者の意向
を踏まえ

法定後見との併存
も認めるか?

成年後見制度改革の動向

市民後見人フォローアップ研修
2024年9月14日

早稲田大学教授

山野目 章夫

ご清聴をいただき、
ありがとうございます。